

【写】

商業及び観光の振興を中核とした持続可能な魅力あるまちづくりに関する包括連携協定書

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と合同会社 LOCUS BRIDGE（以下「乙」という。）は、魅力があり、持続可能で、様々な世代が訪れたくなる本市のまちづくりに資するため、商業及び観光の振興を中核とした取組を行うことに関して、包括的な連携及び協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携と協力関係を築き、様々な地域資源を活用し、商業及び観光の振興を図ることで、魅力があり、持続可能で、様々な世代が訪れたくなる本市のまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、連携及び協力をするものとする。

- (1) 中心市街地活性化に関すること。
- (2) 商業及び観光の振興に関すること。
- (3) 地場産品の開発、販路拡大及び販売促進に関すること。
- (4) 商業及び観光の振興を軸とした空地及び空家の利活用に関すること。
- (5) 本市の魅力の発信に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項を軸としたふるさと納税の推進に関すること。
- (7) SDGsの推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力の具体的内容、実施方法その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、連携及び協力に当たり、知り得た情報について、事前に当該情報に関係する者の同意を得ずに第三者に提供し、又は漏えいしてはならない。

（期間及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合は、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙がその都度協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月20日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市長 萩原 勇 印

乙 埼玉県北本市中央4丁目17番地5三住ビル2A
合同会社 LOCUS BRIDGE
代表社員 黒瀬 啓介 印